

設置許可基準規則第7条は、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、爆発性又は易燃性を有する物件等が不正に持ち込まれること及び不正アクセス行為のそれぞれを防止するための設備を設けることを要求しているため、以下の事項について対応状況を示す。

(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第七条 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。

(解釈)

第7条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

1 第7条の要求には、工場等内の人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による工場等外からの爆破物又は有害物質の持ち込み及びサイバーテロへの対策が含まれる。

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
1. 設置許可基準規則第7条 適合への対応状況	7-2

1. 設置許可基準規則第7条 適合への対応状況

設置許可基準規則/解釈	基準適合への対応状況	審査資料記載内容
(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) 第七条 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。 <解釈> 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 1 第7条の要求には、工場等内の人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による工場等外からの爆破物又は有害物質の持ち込み及びサイバーテロへの対策が含まれる。	発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発電所外からの爆破物や有害物質の持ち込み及び不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対し、これを防護するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。 ① 人の不法な侵入の防止措置 a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。 c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。 d. 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。 ② 爆発性又は易燃性を有する物件等の持ち込みの防止措置 a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持ち込みを含む。）が行われないように物品の持ち込み点検を行うことができる設計とする。 ③ 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置 a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。	① 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止できる障壁等により防護し、人の侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。人の侵入防止及び出入管理については、侵入を防止する物理的な障壁として、柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁により防護するとともに、区域境界における出入管理として、警備員による巡視、監視等を実施する。さらに、人の侵入防止及び出入管理を効果的に行うため、警報、映像等を集中監視するための探知施設を設けるとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。また、物理的なアクセスによる破壊行為に対しては、防護された区域内においても、施錠管理することにより人の不法な侵入を防止する設計とする。 【説明資料（2.2～2.4：7条-11～13）】 ② 発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等の持ち込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、区域の出入口において、持ち込み点検を行うことができる設計とする。 【説明資料（2.5：7条-13）】 ③ 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。 【説明資料（2.6：7条-13～14）】 ④ ①～③について、核物質防護対策の一環として実施する。